

## 北海道内市町村における犯罪被害者等施策の取組状況

犯罪被害者等施策について条例に規定している市町村

旭川市、富良野市、北竜町、沼田町、厚沢部町、寿都町、上ノ国町、乙部町、  
江差町、泊村、様似町、雄武町 以上12市町村

(※ いずれも平成19～20年度において安全・安心条例内に規定しており、単独の犯罪被害者等施策の条例ではない。)

以上の市町村において、具体的取組については現在検討中である。

(参考 条例抜粋)

○旭川市犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり条例（平成20年4月1日施行）  
（犯罪被害者等への支援等）

第14条 市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、関係行政機関及び犯罪被害者等を支援する活動を行う団体と連携し、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

2 市民は、犯罪被害者等の生活の平穏を害することのないよう配慮に努めるものとする。

○富良野市犯罪のない安全で安心な地域づくり条例（平成20年3月4日施行）  
（支援）

第7条 市は、この条例の目的を達成するために活動する団体等に対し、必要と認める場合は支援を行うことができる。

2 市は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）により被害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）により、国、他の地方公共団体と連携し、相談体制の整備その他犯罪被害者等の支援に努めるものとする。

○厚沢部町安全で安心な町づくり条例（平成19年12月7日施行）  
（町の責務）

第4条 町は目的達成のため、町民と協働して、次に掲げる事項の推進に努めるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 犯罪被害者等の支援に関すること。

(7) 略

2 町は、前項各号に掲げる事項を推進するに当たっては、町の区域を管轄する警察署その他必要と認める関係機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。